【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（認可の失効）

第百五十五条の八　外国金融商品取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、第百五十五条第一項の認可は、効力を失う。

一　外国市場取引を行う外国金融商品取引所参加者がなくなつたとき。

二　外国市場取引が行われる外国金融商品市場の全部を閉鎖したとき。

三　解散したとき。

２　前項の規定により認可が失効したときは、その国内における代表者又は代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（認可の失効）

第百五十五条の八　外国金融商品取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、第百五十五条第一項の認可は、効力を失う。

一　外国市場取引を行う外国金融商品取引所参加者がなくなつたとき。

二　外国市場取引が行われる外国金融商品市場の全部を閉鎖したとき。

三　解散したとき。

２　前項の規定により認可が失効したときは、その国内における代表者又は代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（改正前）

（新設）

第百五十五条の八　外国証券取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、第百五十五条第一項の認可は、効力を失う。

一　外国市場取引を行う外国証券取引所参加者がなくなつたとき。

二　外国市場取引が行われる外国証券取引所の全部を閉鎖したとき。

三　解散したとき。

②　前項の規定により認可が失効したときは、その国内における代表者又は代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第百五十五条の八　外国証券取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、第百五十五条第一項の認可は、効力を失う。

一　外国市場取引を行う外国証券取引所参加者がなくなつたとき。

二　外国市場取引が行われる外国有価証券市場の全部を閉鎖したとき。

三　解散したとき。

②　前項の規定により認可が失効したときは、その国内における代表者又は代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（改正前）

（新設）